

令和3年11月吉日

関係団体のみなさま

厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 化学物質対策課
【事業受託】株式会社労働調査会

厚生労働省では、建築物の解体・改修の作業における石綿ばく露による健康障害防止措置を規定した石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を令和2年7月に改正し、対策を強化しました。

今般、改正規則の内容をはじめとした石綿関係法令を広く周知し、法令に基づく措置の履行確保を徹底いただくため、ポスター及びリーフレットを作成いたしましたので、周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 同封内容

- ・周知用ポスター
- ・周知用リーフレット

2. 今回のポスター及びリーフレットにつきましては、「石綿総合情報ポータルサイト」にも掲載しておりますので、こちらも併せて貴団体のホームページ等にリンクさせていただけますと幸いです。 (<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>)